

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年3月まで
養父となる人から国民年金に加入するよう勧められ、市役所の旧庁舎の1階で国民年金の加入手続を行い、それまで未納であった期間の保険料をまとめて納付した。納付金額は、2万円以内であった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は48年7月に払い出され、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されることから、この時点で、当該期間の国民年金保険料は、申立人が過年度保険料として納付することが可能である上、納付したとする金額も当該期間に係る保険料を一括して納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人が居住していた市の旧庁舎の1階には、国民年金業務の担当課及び国庫金を取り扱っていた金融機関が存在していたことが確認でき、同庁舎の1階で未納分の保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年7月時点では、45年10月から46年3月までは時効により国民年金保険料を納付するこ

とができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
昭和 36 年 4 月から 52 年に転居するまでの間、毎月同じ集金人に国民年金保険料を納付した。申立期間当時の保険料月額は 100 円だったと思う。
保険料を納付したことを示す資料は何も残っていないが、3 か月のみ未納にすることはありえない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたとする集金人は、国民年金委員名簿によると、申立期間当時、申立人が居住する地区の集金人であったことが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額も申立期間当時の金額と一致するなど、申立内容に不自然さは見受けられない。

さらに、社会保険庁の記録によると、平成 20 年 6 月に、当初、納付済みとされていた申立期間の国民年金保険料を未納とし、未納とされていた 37 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料を納付済みに訂正するなど、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで
昭和38年5月に結婚し、地区の世話人に国民年金の加入手続をしてもらった。以来、私が夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付した。
納付したことを示す資料は何も残っていないが、集金に来た時、一人分の保険料のみ納付することはありえない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年3月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認され、この時点において、39年4月から40年3月までの国民年金保険料は現年度保険料となり、集金人に納付することは可能であるとともに、申立人が国民年金保険料を納付していたとする集金人は、国民年金委員名簿によると、申立期間当時、申立人が居住する地区の集金人であったことが確認できる。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫の申立期間に係る保険料は納付されていることから、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された40年3月時点において、当該期間に係る保険料は過年度保険料となり、これを納付組織が取り扱うことはなかったものと考えられ、集金人に納付していたとする申立内容は不自然である上、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案 419

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 58 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 58 年 10 月まで

転職した昭和 55 年 6 月ころ、再就職先が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、国民年金の加入手続を市役所支所で行い、保険料を納付した。

納付方法、納付金額等については憶えていないが、昭和 55 年 6 月に加入しているながら、58 年 10 月まで未納のままにしておくことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続、保険料の納付についての記憶は曖昧なため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 58 年 11 月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 55 年 6 月から 56 年 9 月までの期間）は時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が勤務していた事業所が保管する申立人に係る「昭和 58 年分 給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除欄に、申立人が昭和 58 年中に国民年金保険料として支払った当時の保険料額 2 か月分に相当する金額が記載されているとともに、59 年及び 60 年の同申告書同欄には、それぞれおおむね 1 年分の保険料金額が記載されていることが確認でき、58 年 11 月からの保険料が納付済みとなっている行政側の記録と一致している上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

B事業所の事業主の指示によりA事業所（B事業所の事業主が経営）へ移籍し、昭和 41 年 1 月 26 日から 43 年 2 月 23 日まで同事業所に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、当時の事業主の証言及び雇用保険の記録から確認できるが、社会保険庁の記録によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 4 月 1 日であり、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、当時の事業主は「社会保険事務所から保険料の納付の請求が無ければ従業員から保険料を控除していない。」旨の証言をしている。

さらに、申立人が、一緒にB事業所からA事業所へ移籍したとする同僚3人も、申立人と同じ昭和 41 年 1 月 26 日にB事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日にA事業所で同資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月から 35 年 7 月まで

申立期間において、A事業所に正社員として勤務していた。

給与明細書等はないが、当時の写真も残っており、勤務していたことは証明できると思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真及び申立人が記憶していたA事業所の同僚7名中6名が同事業所の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できることから、申立人が申立期間当時同事業所で勤務していたことは推認できるが、勤務していた期間は1年半くらいであったかもしれないとするなど申立内容が曖昧で、勤務期間を特定することができない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録は無く、同名簿の健康保険被保険者番号の欠番も見当たらない上、同事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の中にも申立人の記録は無い。

さらに、当時、A事業所に勤務していたことが確認できる従業員3名の証言から、同事業所では入社後すぐには厚生年金保険に加入させておらず、2年7か月から3年後に加入させていることが確認できるほか、厚生年金保険の加入記録が無い従業員もみられることから、申立人についても、被保険者となっていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月26日から59年9月22日まで
A事業所に勤務していたときの厚生年金保険の加入記録は、昭和58年9月26日資格取得、同年10月26日に資格喪失となっているが、59年9月22日まで同事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間より前の昭和58年2月1日から同年10月25日までA事業所において勤務していたことは、同事業所が保管する申立人が同事業所に採用された際に提出した誓約保証書及び同事業所の回答から推認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和58年9月28日にA事業所に入社し、交通事故に遭い入院した59年9月23日の前日まで勤務していた。」と主張しているものの、A事業所が保管する申立人の交通事故に係る資料から、申立人が交通事故に遭った日は昭和58年9月23日であることが確認できる上、同事業所の担当者は、「昭和58年2月1日に申立人は見習いとしてA事業所に採用され、当初は厚生年金保険に加入しておらず、申立人が同年9月23日に交通事故に遭った直後に厚生年金保険に加入した。しかし、その後、申立人は、勤務できなかったことから、同年10月26日に退職扱いとされ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した。」と証言しており、申立人は、交通事故に遭った時期を誤認しており、申立期間において同事業所に勤務していなかったものと推認される。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間の前後

において健康保険被保険者番号の欠番も無い上、申立人の健康保険被保険者証は昭和58年11月9日に返納されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶が明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 17 日から 43 年 7 月 28 日まで
② 昭和 43 年 9 月 12 日から 44 年 6 月 29 日まで

結婚前に働いていた3か所の会社の厚生年金の記録が抜けていたため、社会保険事務所で確認したところ、2か所については脱退手当金を支給したと言われたが、脱退手当金を受領した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和44年9月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。